

市債の残高

会計名	市債残高
一般会計	280億7,214万円
土地取得	330万円
駐車場事業	2億2,334万円
介護保険	642万円
地方卸売市場事業	505万円
下水道事業	201億7,324万円
農業集落排水事業	8億5,642万円
小型自動車競走事業	1,143万円
合計	493億5,134万円
住民1人あたり	727,306円

※平成18年3月31日現在の人口（67,855人）

市有財産の状況



基金

22億6,527万円



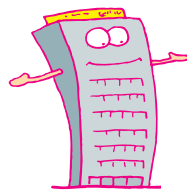
有価証券

30万円



土地

6,465,331㎡



建物

301,323㎡

主な投資的事業

●介護サービス施設整備事業

- PFIによる新型ケアハウス購入事業

(ケアハウスさんよう)

●合併特例事業

- 消防本部通信指令施設整備事業
- 厚狭駅南部地区土地区画整理事業

財政まめ知識



▶市債

市債とは家庭でいうローンのようなものです。家庭で住宅ローンや車のローンを組むように、市も市民のみなさんが住みよいまちづくりをするため、学校や公民館を建てたり、公園や道路を整備したりと多額のお金が必要となる場合には、借金をし、長期間の返済をおこないます。

なお、市債の中には、返済額の一定の割合が交付税という形で国から収入されるものもあります。

▶市有財産

基金とは将来に向けた貯蓄金です。土地と建物については、本庁舎、消防、学校、市営住宅、公園などの敷地と建物の面積が主なものとなります。

▶投資的事業

投資的事業とは、主に学校の建設や道路の整備といった社会基盤整備のために行われる事業をいいます。



▲ケアハウスさんよう

4 監査委員の審査 (例年8～9月)

作成した決算書は監査委員の審査を受けます。

5 市議会への提出 (例年10月)

決算書は監査委員の意見書とともに、市議会に提出されます。

6 市議会の認定 (例年11月)

市議会により審査・認定されて決算が確定します。

7 決算の公表等 (例年1月)

次回はこの時点での報告となります。